

邑 監 第 17号

平成31年2月27日

邑南町長 石 橋 良 治 様

邑南町監査委員

森 脇 義 博

宮 田 博

定期監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第4項の規定に基づく定期監査を実施しましたので同条第9項の規定によりその結果を報告します。

また、同条第10項の規定により組織及び運営の合理化に資するための意見を報告に添えて提出します。

なお、指摘事項及び意見に対する措置については速やかに対応され、同条第12項の規定による措置状況については、次期定期監査までに行ってください。

邑 監 第 17 号

平成31年2月27日

邑南町議会議長 山 中 康 樹 様

邑南町監査委員

森 脇 義 博

宮 田 博

定期監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第4項の規定に基づく定期監査を実施しましたので同条第9項の規定によりその結果を報告します。

また、同条第10項の規定により組織及び運営の合理化に資するための意見を報告に添えて提出します。

なお、指摘事項及び意見に対する措置については速やかに対応され、同条第12項の規定による措置状況については、次期定期監査までに行ってください。

邑 監 第 17号

平成31年2月27日

教育長 土 居 達 也 様

邑南町監査委員

森 脇 義 博

宮 田 博

定期監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第4項の規定に基づく定期監査を実施しましたので同条第9項の規定によりその結果を報告します。

また、同条第10項の規定により組織及び運営の合理化に資するための意見を報告に添えて提出します。

なお、指摘事項及び意見に対する措置については速やかに対応され、同条第12項の規定による措置状況については、次期定期監査までに行ってください。

定 期 監 査 の 結 果 に 関 す る 報 告
組 織 及 び 運 営 の 合 理 化 に 資 す る た め の 意 見

平成 31 年 2 月

邑南町監査委員

目 次

定期監査の結果に関する報告

第1	監査の概要	1
1	監査対象	1
2	監査期間	1
3	監査項目	1
4	監査方法	1
第2	監査の結果	1
1	監査結果及び指摘事項等	1
	(1) 工事請負、業務委託及び備品購入の契約並びに事務事業の執行状況	2
	(2) 町税、使用料、負担金等の未収金の状況（過年度分）	2
	(3) 使用料の収入事務について	4
	(4) 公表	5

意 見

第1	組織及び運営の合理化に資するための意見	5
----	---------------------	---

定期監査の結果に関する報告

第1 監査の概要

1 監査対象

一般会計、国民健康保険事業特別会計、国民健康保険直営診療所事業特別会計、後期高齢者医療事業特別会計、下水道事業特別会計、電気通信事業特別会計、水道事業会計

2 監査期間

平成31年1月16日（水）、1月17日（木）、1月18日（金）の3日間

3 監査項目（本庁及び各支所全課を対象）

（1）工事請負（100万円以上）、業務委託（指定管理や機器の保守点検を除く100万円以上）、備品購入（10万円以上）の契約並びに事務事業の執行状況
（平成30年4月1日～平成30年10月31日までの契約分）

（2）町税、使用料、負担金等の未収金の状況（過年度分）
（平成30年10月31日現在）

（3）使用料の収入事務について
（平成30年4月1日～平成30年10月31日までの調定分）

4 監査の方法

平成30年4月1日から平成30年10月31日までの状況について関係書類及び諸帳簿等を照合するとともに関係職員の説明を聴取して実施した。

第2 監査の結果

1 監査の結果及び指摘事項

各課から提出された定期監査資料の関係諸帳簿、書類等を点検監査した結果、監査の詳細は以下のとおりである。

なお指摘事項、指示事項及び意見に対する措置については速やかに対応され、地方自治法第199条第12項の規定による措置状況の通知を行っていただきたい。

(1) 工事請負、業務委託、備品購入の契約並びに事務事業の執行状況

ア 監査結果

・平成30年4月1日から平成30年10月31日の間に、契約されたものについて契約書及び関係書類の提出を求め、契約の妥当性、事務事業の執行状況について抽出し精査した。

調査区分 契約別	期間中 契約件数	抽出件数	全契約件数中		
			随意契約件数	随意契約率	競争入札における落札率
工事契約（100万円以上）	101	16	43	42.6%	98.1 %
業務委託契約（ 〃 ）	129	19	105	81.4 %	95.9 %
備品購入契約（10万円以上）	18	8	11	61.1 %	82.7 %

・工事契約101件のうち豪雨、雪害による災害復旧工事（主に繰越）は22件、また10月までに工事が終了した契約は39件あり、うち変更が生じた契約は16件あった。

・業務委託契約は129件のうち37件が設計管理、調査、測量業務であった。また、今年の豪雨、雪害の復旧に係る調査測量・設計業務が多かったため随意契約率も高くなっている。

・指名競争入札、随意契約いずれも規定にのっとり概ね執行は妥当と認めた。また、変更理由もやむを得ないものと認めた。また、一般競争入札は行われていなかった。

イ 指摘事項

・特になし

ウ 指示事項

・契約事務においては、一般競争入札が原則となっているが、比較的安易に随意契約がなされている。また随契でも、特命随契以外はなるべく2社以上から見積書を徴しなければならないこととなっているが取られているケースが少ない。職員に対して「契約・入札実務研修」が行われていることを評価するが、正しい契約事務についてさらに徹底されたい。

(2) 町税、使用料、負担金等の未収金の状況（過年度分）

ア 監査結果

・該当課から、平成30年10月末における過年度分の未収金の状況について書類審査と聞き取り調査を行い、昨年と同時期と比較した。

未納金(過年度分)の収納状況(繰越事業に係る未収特財を除く)

(単位:千円)

区 分	平成29年10月末 の未収金額 ①	平成29年度末 未収金決算額	平成30年10月末 の未収金額 ②	差引比較額 ②-①
町 民 税	5,564	7,521	6,295	731
固 定 資 産 税	20,004	27,931	26,235	6,231
軽 自 動 車 税	1,498	2,055	1,713	215
農林水産事業費分担金	1,318	2,630	1,178	△ 140
災害復旧事業費分担金	67	47	47	△ 20
民生費、教育費負担金	553	806	560	7
土木使用料(公営住宅)	713	693	693	△ 20
教育使用料(教員住宅)	0	26	0	0
住宅新築資金等貸付元利金収入	8,246	8,058	7,777	△ 469
一 般 会 計 合 計	37,963	49,767	44,498	6,535
国 民 健 康 保 険 税	20,532	23,972	20,377	△ 155
後期高齢者医療保険料、雑入	853	1,019	848	△ 5
下水道使用料、分担金、手数料 (農業集落排水、下水道)	2,380	2,772	2,670	290
ケーブルテレビ加入負担金等	464	1,061	666	202
特 別 会 計 等 合 計	24,229	28,824	24,561	332
水道事業会計(使用料等)	2,710	(3,927) 22,347	3,232	522
合 計	64,902	(82,518) 100,938	72,291	7,389

() は水道事業が事業会計になったことにより、翌月に収入され未収金扱いとなる。
3月分の使用料を除く。

・平成29年度決算時の未収金のうち、平成30年10月末までに1,022万7千円徴収されているが、この時点で7,229万1千円の未収金となっている。これは、前年同期と比べて738万9千円の増加となっている。特に、固定資産税の未収金が大きい。

なお、未収金の内訳は、平成28年度以前のものが78%を占めている。

イ 指摘事項

- ・特になし

ウ 指示事項

・平成28年度以前の未収金が約8割を占め、長年未収金として残っているものが多い。引き続き一層の徴収に努められたい。

なお、現在「債権管理条例」を策定中であるが、未収金の扱いについても検討を加え、諸事情で徴収が困難なものは積極的に整理を検討されたい。

(3) 使用料の収入事務について

ア 監査結果

・平成30年度の上期において利用のあった施設・設備・財産等について、使用料収入の実態を徴収し、調定が遅れているものはないか等収入事務手続きを精査した。

項目件数	納入方法の別		使用料の額の決定		備 考
	口座振替	現金	利用実績によるもの	概ね定まったもの	
件 30	件 14	件 16	件 17	件 13	

・上記30件の各調定、収入事務の時期については、

- ①発生都度行うもの・・・・・・・・・・8件
- ②当該月分をその月内に行うもの・・・3件
- ③月分を一括翌月に行うもの・・・・19件
- ④年に1～2回行うもの・・・・・・・・4件 であつた。（一部重複）

イ 指摘事項

- ・特になし

ウ 指示事項

・特に大きく遅れているものは見受けられなかったが、担当者の都合で、月ごとに処理すべきものを2～3か月後に処理した例が見られた。早期の収入に努められたい。

(4) 公表

指摘事項については、該当する機関に対し文書で通知するとともに告示する。

(該当なし)

指示事項については、該当する機関に対し文書で通知する。

なお、指摘、指示事項に該当する機関にあっては、関係法令等を遵守し、適切な執行に努められたい。

※1 指摘事項

定期監査の結果、速やかに是正又は改善等を要する事項で、公表することが相当と認められるもので、次に該当する事項

- (1) 法律、条例、規則等に違反したもの（違法又は不当な事項）
- (2) 町に損害を与えたもの（故意又は重大な過失が認められるもの）
- (3) 機関の意思決定がされていなかったもの
- (4) 経済性、効率性及び有効性に著しく欠けるもの

なお、上記基準にかかわらず、前回「指示」を行った事項で、是正又は改善等の努力が認め難い場合は「指摘」とする場合がある。

※2 指示事項

指摘事項以外のもので、該当所属に対して文書によって指示し、是正を求めることが適当なもの

なお、「指摘」に該当する場合であっても、改善努力等が特に認められるもの、その他相当の理由があるものについては、「指示」とする場合がある。

組織及び運営の合理化に資するための意見

第1 定期監査実施における意見

(1) 決裁文書等文書での処理の徹底について

・事務処理を始めるにあたっては、起稿時において、関係者の意識共有を図る上からも決裁文書の作成が基本であるが、それが省略されていたケースが見受けられた。日常の処理経過から関係者に認識を得ていたと思えるものはあるものの、決裁を受け後々のためにも経過等明確に残すべきである。

昨今の職務繁忙の中で煩瑣なことで省略されやすいと思われるが、基本はしっかり徹底されたい。